

○議長（小林哲雄）

続いて、日程第２ 議案第６０号 工事請負変更契約の締結について（平成２４年度開成小学校大規模改修第３期工事）を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。平成２４年度開成小学校大規模改修第３期工事の工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

それでは、議案第６０号 工事請負変更契約の締結について。

次のとおり請負変更契約を締結する。

１、契約の目的、平成２４年度開成小学校大規模改修、第３期工事。

２、契約の方法、条件付き一般競争入札。

３、契約金額。（１）変更前、一金１億５，４６４万４，０００円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額７３６万４，０００円。（２）変更後、一金１億６，５００万１５０円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額７８５万７，１５０円。

４、契約の相手方、神奈川県平塚市四之宮一丁目８番５６号、株式会社エス・ケイ・ディ、代表取締役、長谷川辰巳。

５、工期、議会議決の日（平成２５年５月２４日）から平成２５年９月２７日まで。

平成２５年９月２５日提出、開成町長、府川裕一。

１枚おめくりいただきまして、今回の変更契約につきましては、労務単価の改定幅が大きかったことにより、国、県、市町村にて特例的に対応することとなったものでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

平成２４年度開成小学校大規模改修、第３期工事の変更内容。

１、事業内容。

事業名、平成２４年度開成小学校大規模改修、第３期工事。

契約工期、議会議決の日（平成２５年５月２４日）から平成２５年９月２７日まで。

工事場所、開成町延沢６２５番地（開成小学校）。

工事概要、１、管理教室棟内部改修、２、管理教室棟、管理棟外部改修、３、体

育館棟内部改修、4、空調設備、5、外構関係。工事概要につきましては、工事、順調に済みまして、本日、最後の工事をしておりました北門の周辺の舗装関係、そちらのほうの管理検査がございまして、明日、本検査ということで、現場のほうは現地の検査は明日で最後になるということで、順調に工事のほうは終了しているところでございます。あとは、書類検査が10月になって1回あるという運びとなっております。

2、変更理由。

「平成25年度公共工事設計労務単価改定に伴い、請負代金額を変更できる特例措置」に基づき、受注者から「平成25年度公共工事設計労務単価改定に基づく請負代金額の変更協議」の請求があり、この協議結果に基づきまして契約金額を変更するものでございます。今回の労務単価の改定に係る特例措置につきましてはの町の対応につきましては、財務課より、この後、説明をさせていただきます。

3、事業費について。

変更前契約金額1億5,464万4,000円、変更後契約金額1億6,500万150円、増減額1,035万6,150円の増でございます。

説明は以上です。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

では、特例措置についてご説明いたします。

まず、「平成25年度公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置について」という国土交通省からの通知が、県担当部局から市町村長宛てに転送されました。この通知の内容は、国では平成25年度労務単価が前年度に比較して全職種単純平均で15.1%上昇したことに伴い特例措置を定めたこと、この特例措置の内容といたしまして、工事の受注者は旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負金額の変更の協議を請求することができること、対象工事は平成25年4月1日以降に契約を行う工事のうち旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの、これに続きまして、なお書きで、契約後の工事については受注者に対して本特例に基づいた対応が可能であることを説明すること、請負代金の変更については新労務単価により積算された予定価格に当初契約の落札率を乗じて算出することという国の対応を説明したものでございます。

この通知の直接の宛先であります各都道府県、政令市にあっては、適切な運用について求めており、かつ市町村に対して、この旨を通知するようというものであります。この通知を踏まえまして、本町といたしましては、労務者の適切な賃金水準を確保する観点から国や県に準じた特例措置を適用することが適当であると判断し、また決定したものでございます。この決定に基づきまして町では受注業者と協議の進めまして、協議の結果によりまして9月19日、工事請負変更契約を締結し、本日、ご審議を願うものでございます。

なお、この特例に関しまして適用する平成２４年度単価で積算されたものにつきましては、本件工事のみということになっております。

説明は以上でございます。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

３番、吉田敏郎議員。

○３番（吉田敏郎）

３番、吉田でございます。

まず最初に、今になってこのようにしたということの理由を、わかったら教えていただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

本事業につきましては、契約約款の第２４条では、請負代金額を変更する場合は発注者と受注者が協議して定めること、また協議開始の日は発注者が受注者の意見を聞いて定めることとなっております。

本件では、６月２１日に受注者からの協議請求を受けまして、まず７月２日に関係者との打ち合わせを持ちまして今後の対応について意見交換を行いました。受注者から、工事が終盤に差しかかってから協議を開始してほしい旨の申し出があったものでございまして、その後、受注者から９月３日に改めて協議を開始してほしい旨の申し出がありまして、９月９日に第１回の協議の場を持ちまして対象範囲や考え方などの合意を行った上、９月１９日の第２回協議の場で変更契約について合意を得たところでございます。８月中にも数回にわたり意見を聞いていましたが、今回の工事が過去３カ年の中で一番工事量が多い上に、夏休みの短期間で工事を終了することに受注者が尽力していたため、一旦、工事が落ちついた９月から協議開始の申し出があったといったところで今回に至っているというところでございます。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○３番（吉田敏郎）

今、説明をいただきました。今回、労務単価の改定に伴いまして、このような差額が増になったわけですがけれども、今、課長から、いろいろ数回以上にわたりまして協議等をしてきたということは確認をいたしました。

その中で、公共工事設計労務単価の改定に合わせまして、例えば、電工の人とか塗装工とか交通誘導員とか、そういう方たちの労務単価の上昇により等々で計算をしたと思いますけれども、その中で、この方たちとのいろいろな工事をしました人たちの人数、延べ人数を把握して、そういうものに金額を掛けているものなのか、それとも、先ほど財務課長から説明がありましたとおり、２５年度、公共工事設計労

務単価により積算された設計額に対して当初の契約の落札率に掛けて出した数字なのか、わかりましたら教えていただけますか。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

吉田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、設計変更に伴う変更につきましては、こちら側で積算をさせていただきますので、当初の設計額、今回は労務単価でございますので、当初の設計の労務単価の改定という形で当初の設計の変更という認識でございます。どうぞ。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

としますと、最初に町のほうでも県からの指導を受けて労務単価等々の積算はもうわかっているから、それにあわせてやったということを今、伺いましたけれども、その中に、ちょっと教えてもらいたいのですが、先ほど私が言った細かいこと、働いているいろいろな業者、下請の方が入っている中で、そういう方たちのこともすごく細部にわたっていろいろ協議をした結果、お互いに協議をして、こういう数字を出したということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

今、課長のほうからお答えさせていただきましたけれども、私のほうから再度の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

公共工事の積算につきましては、積算する、設計するのに必要な歩掛かりですとか単価ですとか、そういうものがございます。これらのものを全部積み上げた中で、一つの工事ができ上がるというものになります。例えば、穴を掘るということになりましたら、普通、作業員が何人というような形で1 m³の穴が掘れるとか、あるいはアスファルト舗装をするのであれば、アスファルトの合材が必要であり、プライマーが必要であり、転圧が必要でありと。これらのもの全てを積み上げた形で工事を積算してまいります。この積算する過程におきまして、まず一番最初に使いますものは公共の労務単価であり、公共の歩掛かりであるというものを使ってまいります。それらで単価がないもの等につきましては、物価本ですとか、そういうふうなものをを用いて積算するという形になります。

ですから、一つの工事を仕上げるのに、いろいろ小さな工種の工事がいっぱい集まって一つの工事になってくるという形で公共工事ができてまいりますので、今回は、一つ一つの工事の中にございます労務単価が甚だしく金額が変わったということの中で、組み直しをなささいという形になりましたので、今、申しました穴を掘

る、アスファルト舗装をするというような工事の中に入っております労務単価を組みかえて、１００だったものが１５％上がったとしたら１１５になるわけでございますけれども、１００を１１５にしたら幾らになるのかという形のものを全部積み上げた中で積算をし直したというものでございます。そういう方法を取りまして積算し直したものが、先ほど申しましたように１，０００万何がしという形の増になったというものでございます。

○議長（小林哲雄）

１番、菊川敬人議員。

○１番（菊川敬人）

１番、菊川です。

ただいまの質問と関連する部分もありますが、まず初めに気がかりなところから質問していきたいと思えます。

まず、今回、請負代金の変更協議請求があつて、それを町側で認めて、そして施工業者に支払いをするというような段取りで進んできているわけですが、ここで私が懸念することは、１，０００万以上の金額の業者請求があつたものが下請の施工業者まで、末端まで本当にきちんと届いていくのかということが気がかりなところでありまして、そのこのところの考えを一つ伺いたいということと、もう一つは、協議は成立したわけでありまして、万が一、これを拒否した場合はどうであつたのかということが二つと。もう１点、１，０３５万６，１５０円の増額分、この金額は今回の大規模改修工事の工種のどの工種に匹敵するのかをお伺いいたします。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

今回の特例措置の趣旨は労務単価の急激な上昇によるものでありまして、下請業者への応分の配分がされるようにすることが特例措置の趣旨、議員おっしゃるとおりでございます。本件工事の特例措置の協議に当たっても、本町から下請業者への適切な配分がなされるよう受注者へ指示をしております、配分されることの確認を得ているところでございます。

また、国土交通省から建設業団体の長宛てに出された平成２５年度公共工事設計労務単価に基づく契約変更の取り扱いについての通知では、地方公共団体に対する特例措置の要請を行ったことに加え、元請企業と下請企業間で締結している請負契約の金額見直しなどについて適切に対応するよう依頼がされているところでございます。そういった観点で、協議の席上、そういった形を確認しているといったところでございます。

あと、業者側が労務単価の金額、これを拒否をした場合、どうなるかといったところでは、これは規定で協議開始１４日以内に整わない場合は、こちら側で見積もった金額をお支払いをするという規定になってございますので、あとは、こちら側

のサイドで決定をさせていただくという運びになります。

ああ、町からですね。町が拒否したというか、町から協議をしますかということ
を逆にこちらから投げかけをしておりますので、町が拒否するということは基本的
にございません。

最後の部分については。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

三つ目のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この金額、1, 0 0 0 万の金額は、どの工種にというお話なのですが、工
事の内訳といたしましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事という形に分
かれております。建築工事につきましては、管理教室棟の外部、管理教室棟の内部、
その他の改修、外構等です。電気設備につきましては、屋外電気設備の工事ですと
か管理棟の内部に係る電気設備ですとかに分かれております。また、機械につつま
しては、同じように管理棟の内部、屋外の水飲み場、給食棟、低学年棟の小便器の
改修等、いろいろ分かれてございます。

この中で、どの工種にといいますと、全部に工種にというのが一番適切かと思う
のですが、先の9月議会におきまして、他課の関係で積み上げ式の積算方法
と、またパッケージ型の積算方法というお話があったかと思うのですが、両
方を合わせまして設計変更後の設計について確認をしてみたのですが、4 0
0 種類以上の工種というのですか、一つ一つの工種、例えば、電気の線を張るに
いたしましても電気の線の太さによって違う、軟性によって違う、そういうような
ものがいっぱいあるわけでございますけれども、4 0 0 以上の工種が変更されてお
ります。

○議長（小林哲雄）

1 番、菊川議員。

○1 番（菊川敬人）

菊川です。

ちょっと質問の仕方が悪かったようで、申しわけないです。再確認したいのは、
本当に末端まで届いているかどうか、届くようにしなさいよということですが、
そここのところの最終的な確認というのはとれるのでしょうか。これが1 点と、
もう1 点。工種というような、さっき言い方をしたのですが、見積もりを提出する
に当たりまして算定式があったと思います。一般管理費だとか、あるいは直接工事
費だとかというのがありますが、その算定式で、どこの部分に該当するのかという
ことであります。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

1 点目なのですが、今回の工事に限らず、通常、町から発注する公共工事につきましては、多くの場合、下請業者さんを活用して工事がなされているところでございます。この工事に限って、特に労務単価部分が個別の下請業者さんに流れるかどうかというのを追跡調査ということは予定はしてございません。ほかの工事と同じように、教育総務課長のほうで申しました一般的な、こういった通知の中のものを遵守してくださいという確認をするにとどめているといったところでございます。

それから、2 点目のほうなのですが、個別に、もとの積算単価のほうにかかわるものですので、工事原価のほうに係るものでございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

1 番、菊川議員。

○1 番（菊川敬人）

算定式の中で、例えば、直接工事費だとか管理費は、直接工事費の場合は 10 分の 9.5 でしたか、現場管理費の場合は 10 分の 8 とかというのは算定式があったと思うのですが、この 1,000 万の金額がそこに該当するのかな、その範囲を逸脱するようなことはないのかなというのがちょっと懸念する部分なのですが、それはいかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

今、おっしゃられたのは、私どものほうで低入札、最低制限価格の算定のときに使う数字をおっしゃられたかと思います。そこには該当いたしません。

○議長（小林哲雄）

2 番、高橋久志議員。

○2 番（高橋久志）

2 番議員、高橋です。

まず、1 点は、先ほど論議されております元請、下請、労務単価 15.1%、今回提示されておりますけれども、これが本当に末端まで労務単価が支払われていくのかどうか、私、心配なのです。そこで、町との協議が整って今日の議案になっているわけなのですが、覚書とか、これにかわる、末端まできちんと労務単価が上昇した分について取り交わしているのか、それとも協議の中で口頭でされたものかどうか、その辺、お聞かせ願いたい。

それから、2 点目は、平成 25 年度の公共工事設計労務単価の改定で本工事のみが該当すると、こういうお話がございました。これは特例措置でございまして、例えば、この労務単価が非常に高くなっているという状況は今後も続くという私は予想をしているわけでして、今年度限りの、25 年度限りの特例交付になっていて、来年以降、こうした工事があったとき、労務単価はどのようになっていくのか、そ

の辺、確認を含めて教えていただきたい。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

まず、1点目のご質問にお答えをしますけれども、協議の席上、どうだったかということであれば、口頭でやらせていただいております。その前段で協議を行うに当たっての通知をさせていただいておりますけれども、もともと、こちらのほうから通知をさせていただいている中で、受注者の皆様には特例措置の趣旨をご理解いただき、下請企業との間で既に締結されている請負契約の金額の見直しや技能労働者への賃金水準引き上げ等について適切に対応されるようお願いしますといったことを通知をしながら、協議をされますかどうかといったところでスタートをさせていただいているところでございますので、その部分については、先ほど財務課長答弁のとおりの内容となっております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

2点目のほうについて、お答えいたします。

今回の措置は、先ほど申しましたとおり、たまたま、この工事のみが該当いたします。と申しますのが、本件工事は緊急財政対策ということで24年度に、いわば繰り上げて予算化させていただいたもので、それをもって積算をされておると。そのときの積算をそのまま使って工事発注をかけたということで、旧の労務単価になったわけなのですけれども、原則的には、当該年度に発注する工事につきましては当該年度の単価を使って積算するということが原則になろうかと思えます。工期の関係等、古いものを使うことが全くないとは申しませんが、原則としては、そういう形になろうかと思えます。

それで、今回の場合は、特に15%という大きな労務単価の変更があったということに基づく特例の措置でございますので、次年度以降、また、こういった単価改正が大幅なものになれば、こういった特例措置を講ずるということもあり得ると思えますが、原則としましては当該年度は当該年度の労務単価によって積算されたもので発注するということですので、あくまでも例外的な措置というふうに今のところ考えているところでございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

10番、小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。

今の労務単価の件ですが、二つございます。一つは、15%の全国平均で前年度

がアップしたと。15%という全国平均の労務単価のアップというのは、これは背景にはどういうものが考えられ、どういうものを推定されますでしょうか。まず、その点一つと、それから、今回のケイ・エス・ディの契約の中での単純な増額は10%なのですけれども、その中の労務関係費、先ほども若干説明がありましたのですけれども、労務関係費というのは何%のアップになっているのでしょうか。その2点について、お伺いいたします。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

ただいま、この制度の背景というようなお話がございましたので、国等が示しておりますものにつきまして、ご紹介させていただきたいと思います。

技能労働者への適正な賃金水準の確保に係る要請ということで文書が出ております。基本的な認識事項といたしまして、現状認識でございますが、ダンピング受注の激化が賃金の低下や保険未加入を招き、これが原因となって、近年、若年入職者の減少が続いている。その結果、技能労働者の需給の逼迫が顕在化しつつあり、入札不調が発生していると。

こういうことを踏まえまして、課題といたしまして、労働需給の逼迫傾向は一時的なものではなく構造的なものである。今、適切な対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの維持・更新に支障が出てくる。デフレ脱却のためにも、労働者の所得を増やす必要があると。こういうことから、建設労働者に対する適切な賃金の支払いは建設産業全体の喫緊の課題であるというような方針のもとに、国が政策決定いたしまして建設業団体あるいは公共事業の発注者、市町村、県ですね、及び民間事業者に対して要請をしたものでございます。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

2番目のご質問にお答えをさせていただきますけれども、労務単価のパーセントというようなお話でしたけれども、その辺はいろいろ工種等がございますのでわかりませんが、基本的には、今回の労務単価の改定に当たりましては、その対象の範囲を神奈川県に準じまして、神奈川県建設工事標準単価表のうち労務単価に係る部分のみを行うということで、協議の中でも両者、確認をしながら作業をさせていただいているところでございます。

○議長（小林哲雄）

小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。

先ほどの部長のお答えの中でちょっとわからない点があったのですが、労働需給の逼迫の件で、技能労働者が減っているということに関連しては、これは私、素人

から考えるに、3. 1 1の災害によって、そちらのほうに大分、労働が引っ張られていると、しかも、そちらの労務単価というのは物すごく上がっているわけです。全国、今、聞くところによると、非常に技能動労者が減っていると。それは、3. 1 1の支援とか救援のほう、復興のほうに回っているからというふうな考えもあるようなのですが、そうすると、3. 1 1に国民は関係するのですけれども、直接関係しないところがほとんどなわけで、そこに一律に労務単価を引き上げるというのは非常に理解に苦しむところなのです。

ここは、この協議会で発言してもいかんともしがたいことかもしれませんが、その中で15%と示されていると。一概にパーセント表示で単価を積算したのではないという課長の答弁はあったのですが、単純に、それは内容を積算すればパーセント表示ができるのではないのでしょうか。あるいは、労務単価に一律15%を掛けて、それを全体の事業費の中で案分すると10%になると、そういう理解でよろしいのですか。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事、わかりやすく説明してください。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

ただいま労働者の逼迫状況云々というお話をいただいたのですけれども、3. 1 1が起きた後におきましては、災害復興ということの関係で労働者が東北3県を中心に非常に多く必要になったと思います。当初の状況におきましては、地方の企業が中央の企業を使って人を集めるという状況が続いていたというものが実態としてあったようでございます。しかし、最近の動向といたしましては、アベノミクスというようなこと、あるいは国土強靱化路線ということがございまして、震災に関連した事業、あるいは関連しない事業を含めた中での公共事業が非常に増えているという状況があるようでございます。そういう状況の変化によりまして、東北3県で労働者を集めたくても集まらないと。前は、ちょっと声をかければ都心からどんどん人が来てくれたのだけれども、今は都心のほうでも仕事があるので労働者が来ないという形の中で、賃金水準を上げなければ人が来ないというような状況が出てきてしまったというものが一つと。

あと、団塊の世代、あるいはその前後の世代の方、熟練技能を持っている方、スキルを持っている方がどんどんやめられているという形の中で、若年層がなかなか仕事につけないということで技能の伝達ができないというようなことがございまして、現実的に逼迫していると。

あと、作業員の労務単価等を比べましても、国の資料でございすけれども、ほかの産業に比べると26%低いというような状況もございすので、こういうことを打破していかない限り、国の説明資料にもありましたように、災害のときに働いていただける方だとか、そういう方がいなくなってしまうと。日本の国の根幹であります第二次産業というのですかね、が崩れてしまうということの中で、市場調査等をした中で労務単価の改正ということに踏み切ったというふうに認識をしております。

ます。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

労務単価の関係でちょっと言葉が足りませんで、あれなのですけれども、国のほうは全国平均で15.1、開成町はどういうふうにしたかと申しますと、先ほどお話をしました神奈川県単価を使ったと。神奈川県単価につきましては、職種でいきますと51職種ございます。この51職種の中で、大工さんが何%であったりとか、それぞれ決まっております。それぞれ決まっておりますので一概には言えないというお話をさせていただいたのですけれども、今回の場合でいきますと12%ぐらいから高いのは23%ぐらいまで上がっているものがあると。そういったところで、職種によってパーセントが違っておりますので、一概には言えないというようにお答えをさせていただいたところでございます。

○議長（小林哲雄）

小林秀樹議員。

値上げの根拠、労務値の根拠については、当局のほうではなく国、県を通じてきていますので、その辺の論議についてはご理解していただきたいと思います。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。

先ほど私、単純に10%というふうに申し上げましたけれども、失礼しました、6.7%の誤りでした。

それで、最後のお尋ねをしたいと思います。これによってペナルティーはというご質問が、さっき同僚議員からありましたけれども、その関連で、近隣他市町、県内他市町でもいいのですが、31市町は、これに同意をされているのでしょうか。それで、もし同意していないというところは、どのくらいの市町でしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

国のほうは47都道府県、全て、これはやっているといったところで、神奈川県状況ですけれども、県は当然、既にやっております。市町の状況につきましては、多少、聞いたところでは、やはり大きなところでは十数件から二十数件、件数的にも多くあるようでございます。ただ、詳細につきましては、どの市町もなかなかお答えはしていただけなかったというのが現状でございます。

あと、国のほうでも、もう既に発注のやつで協議を終了して労務単価の改定のものを出している件数も結構出ていると、県のほうも同様であるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

9 番、佐々木議員。

○ 9 番（佐々木昇）

9 番、佐々木昇です。

一つ、お聞きしたいのですけれども、今回、受注者の方が拒否することもできたということなのですけれども、その中で 15.1% の引き上げをされている中で、協議の中で、これを例えば 8% とか、そういうことにすることが可能であったのかどうか、ちょっと形的にお聞かせください。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

これは、県の単価を開成町は準用させていただいておりますので、明らかに、これは金額が出てまいりますので、それを例えば値引きをするとか、そういう観点では今回、出てございません。これは国庫補助事業でございますので、後々のことも考えて、しっかりと積算をさせていただき変更の金額を算出しております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

11 番、井上宜久議員。

○ 11 番（井上宜久）

11 番、井上です。

今、同僚議員の方から、いろいろな面で質問をされて、それなりの答弁をされていきますけれども、答弁の中身が私なりに理解できないところがあるので、ダブってしまうかもしれませんけれども、もう一度、同じ答弁であったら、それで結構ですけれども、答弁をしていただきたいなということです。

まず、都道府県より公共工事設計労務単価の引き上げについてという通達が 5 月 7 日に出されているわけですが、そういう中で特例措置ということで話し合いを持たれたのが 9 月 9 日と思うのですけれども、具体的に協議の申し入れというのは、僕は、本来は請負のほうで労務単価を上げるということだから受注者のほうに単価を上げてほしいよということで申し入れをするのがあれかなと思うのですけれども、先ほど答弁を聞いたときに逆に町のほうが請負のほうに申し入れたというのは、ちょっと、この辺が私は理解できない。特に、工事がある程度めどが立ってから話し合いを持ちましょうというようなことがされたということですが、これだけの重要な問題を、なぜ、そういうことで、こんなに遅くなってしまったのかなというのが、この辺がちょっと僕には理解できないと。

それと、これの単価の背景というものが、3.11 関係の話はされましたけれども、これから事業を発注するなら、そういう今後の新しい単価で契約を結ぶのはいいのですけれども、もう既に契約が済んでいるものでありますので、僕は、あえて単価を上げなくても、まして低価格で今回落札をされたという問題もありますので、それなりの利益というのは業者、請負者はあるのではないかなというようなことを

単純に考えたところですがけれども。国、県からの通達ということになると、それはそれなりに町のほうとしても考慮しなくてはいけないというのはわかりますけれども、どうも、その辺のやりくりというか、あれがよくわからない、理解できないという面があるのですけれども。

あとは、もう1点。端的に、調整の場で平均的に15.何%、平均で単価が上がったわけですがけれども、請負者のほうからは具体的に何%ぐらい上げてほしいよというのが来たのかどうか、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

3点、ご質問があったと思います。

1点目、都道府県より通知があって、特例措置の関係でございます。私どものほうから申しましたのは、特例措置を適用する用意があるよということをお知らせをいたしまして、協議の申し出自体は受注者側から行っているものでございます。ということで、町は協議の用意があるのだということはお知らせをいたしました。受注者側から、協議してほしいという申し出を受け付けたところでございます。

それから、契約が済んだものであるといった部分でございますけれども、先ほど一番最初に私のほうでご説明いたしました、国の取り扱いに準じてやっておりますよと申したのですが、国の取り扱いの中に、対象工事については平成25年4月1日以降に契約を行う工事のうち旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもので、なお書きということの中で、契約後の工事については、受注者に対して、こういった本特例に基づいた対応が可能であることを通知しなさいという言い方がされているところでございます。ということの中で、させていただいたことです。これは、1点目のご質問にかかわることかと思えます。

3点目につきましても答えは同じでございますが、済んでいるものであって、そこそこに利益が生まれるはずなのにもかかわらずといった部分については、そうではあっても適切な工事代金に変更することで、先ほどからご質疑がありますように、労務者の賃金がまた適切な対応がされるものという部分で期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

2番目のご質問のほうにお答えをさせていただきましたけれども、先ほどお話をさせていただきましたけれども、ちょっと繰り返しをさせていただきます。

本件では、6月21日に受注者からの協議請求を受けまして、まず7月2日に関係者との打ち合わせを行いました。今後の対応について意見交換を行ったところ、受注者から、工事が終盤に差しかかってから協議を開始してほしい旨の申し出がご

ございました。その後、基本的には工事をまずは最優先に考えていこうといった観点で工事に当たりまして、子どもたちが入る教室の工事が一段落をいたしました9月3日に、受注者のほうから改めて協議を開始してほしい旨の申し出がございました。9月9日に第1回の協議の場を持ちまして対象範囲や考え方などの合意を得た上で、9月19日の第2回協議の場で変更契約について合意を得たところでございます。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

11番、井上議員。

○11番（井上宜久）

11番、井上です。

だんだん中身がわかってきました。議会の立場で言いますと、これだけ早く通達が出されてきている中では、やはり議会のほうに、それなりの内容を出されるべきではないかなというふうに思いますので。非常に大切というか重大な、税金を使うのでありますので、できましたら、この辺の重要な問題については、もっともっと早く議会のほうに、それなりの申し入れというか、状況説明というのですか、そういうものを出すべきではないかなというのを、ここで申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

ある程度、皆さんからいろいろな質問が出たので、絞り込んだ形で質問をまずしていききたいと思います。

当然、これ受注側がいれば入札に参加した業者、11名のうち1名は辞退ということで10名が対象だと思います。積算をした入札業者、これが旧単価を使ったのか25年度単価を使ったのか、そこら辺の調査を全てしているのかお聞きしたいのが1点であります。

あと、もう1点が、先ほど、今回15.1%、労務単価を増すということでは、ある程度理解はしているのですが、果たして下請さんのほうに行くのかという不安があり、大手の上だけが高額の1,000万をもらって大手だけが繁栄するようではしょうがないと思うので、そこら辺の担保というか、強制力というか、そういうものが持てなかったのかというのがすごく不安なのです。また、先手を打てなかったのかなというところで聞きたいなというところがあるのですが、そこら辺の部分で、ちゃんと下請に行っているという誓約がとれたのかどうか、そこら辺をお聞きしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

まず、単価の関係のほうをお答えさせていただきます。

今回の設計積算に係る情報につきましては、入札の公平性を担保する原則から詳細は公表しないことになっておりますので、積算単価の基準日は公表しておりません。ただし、工事名が平成24年度開成小学校大規模改修、第3期工事として3月22日に入札公告を既に行っております。必然的に、入札に参加した業者は、発注者側が平成24年度単価で積算したことを承知で入札手続に臨んでいるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

2点目の今回の上げた分について、下請に末端まできちんと渡るように、その確約をとるべしというご質問だったと思いますが、これは先ほど同じ質問があったかと思えます。本件工事は、たまたま労務単価の改定ということの中で今回、変更契約になってございますけれども、ほかの工事につきましても設計金額の中にはそれぞれ労務単価があるわけなのですけれども、その労務単価の金額が丸々労務者に渡っているかどうかという部分の追跡調査をしてはございません。本件工事も、そういった中で、特別にこの工事を扱うという予定はございません。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

8番、山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

今回の増額について、下請さんまで行くのであれば理解するところだったのですが、そこら辺の担保がなければ、やはり、これ、ちょっと考えなくてはいけないのだなという見解には今、立っているのですが。

それはそれで置いておいて、先ほど入札業者の部分で、みんなが同じ部分で競争はされているのだよということを考えているという表現で、調査はしていないのかなというふうに聞こえたのですが、そこら辺で、今回、いろいろな部分で言えば、1万円ぐらいの差で入札できたのか、できなかったのかという境目の部分がある中で、大変、そこら辺の部分というのは重要な部分だと思うので、仮に上げるのであれば、そこら辺の部分を25年度で積算したのか24年で積算したのかというのは、個々に業者によって隔たりがあってはいけないと思うので、やはり入札というのは公平にしていなくてはいけないので、そこら辺で明確な回答がなければ今回の議案というのは理解できないのかなというふうにはなるのですが。そこら辺、もうちょっと明確に、調査をしたのかどうか、全て10社が同じ土壌の中で臨んだのか、そこら辺を確認したいのが1点です。

それと、先ほど国土交通省のほうから今回における25年度公共工事設計労務単価改定に伴い請負代金の変更ができる特例措置についての辞令というのですか、そういうものが国土交通省から都道府県におりてきたという。都道府県から、神奈川県ですよね、開成町におりたという中で、その順番の仕組みというのはわかり、15.1%の値上げ区分も理解したのですが、今回、神奈川県の書面を見ている中で、請求期限というところに5月30日（金）まで云々という、つながっているとは思いますが、それは先ほど、開成町でいえば相手、株式会社エス・ケイ・ディのほうから協議の依頼が6月21日にあったということで、6月21日までの請求を対象にしますということで、要は、ここのために内容をつくったという捉え方をしているのですが。

本来であれば、神奈川県のこれを見ると、要は、4月1日から年度が変わりました。4月1日から当然、入札が随時始まると思うのですが、ある意味、5月31日を猶予期間として見ているのかなという。本来であれば、行政側が価格、24年度版で積算しているものに対しては、変更を入札する前にして入札に臨まなくてはいけなかったのかなというふうに読めるのです、実際問題。だから、なぜ、それを事前に、旧単価でやっているというのを理解した上で25年度に改定してできなかったのかどうか。何で、この時期なのかというのに物すごく疑問が来て、何か、向こうから言われたから、いきなり、この紙をつくって、別紙に出ている紙をつくって、この業者のためにやっているように捉えてしまうので、そこら辺の経過というものが。本来、行政としてやらなくてはいけなかった業務が、ちゃんと果たしてできていたのかどうか、そこら辺の詳細というのですか、動きというのですか、説明をもらいたいと思います。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

まず、1点目の応札された業者11社に対して、旧単価で積算したのか新単価で積算したのか、調査すべきであったのではないかとということでございますが、先ほど教育総務課長のほうで申しましたとおり、そもそも入札公告自体が新単価が講評されます4月1日以前の3月22日に行っているということの中で、当然に旧単価であったということが業者のほうでも理解されているはずというふうに考えてございます。現に、今回の受注をしましたエス・ケイ・ディにつきましても、これに基づいて設計し失格基準単価等を用意したところ、全く同額、きちんと積算をして旧単価で積算したとおりの失格基準単価を目指して応札をしているという状況がございます。ということの中で、推測としては、まず全業者が当然に知っていたはずと。

それでは、これから先、後になって変更契約をするわけですがけれども、その時点で、また改めて、もう現実に工事が動いている中で、ほかの業者さんが改めて25年単価でやったか24年度単価で積算したかという調査をすることは、余り意味のないことというふうに私としては考えるところでございます。

それから、協議の申し出の期日の設定でございますが、財務課でそこら辺のところのいろいろ様式等を用意したわけなのでございますけれども、まず国からの通知がありました。県も、その通知にあわせて市町村のほうに、こういう措置がされているので準じてやってくださいよという通知をしました。それから、県も、では現実はどうしましょうかと。では、県としては、申し出の期間を一定の期間に設けました。

なるほど、そういうふうに期間を設けることが必要だなというような、国の通知があって、それを具体的にどのように運用していくかという部分について、私どものほうで県のやり方を参考にしたといった中で、では、申し出期限というものを設けましょうと。申し出期限は、本件工事のみしか該当しないという部分も確かにございましたけれども、これを財務課から各課、現実的には教育総務課だけだったのですが、全庁的に、こういった特例措置を適用しますよという通知をしたのが5月27日でした。

5月27日を私どものほうから教育総務課が受けまして、受注業者のほうに通知を差し上げて、先ほど井上議員からご質問がありましてとおり、変更について受ける用意があるのだということを通知をさせていただいたと。それから協議書を受け取るということの中で、そういった期限を財務課から各課のほうに投げる際に、では、この期限として21日までということを期限にいたしますよと。これを町の方針として決定いたしましたので、それを投げて出てきたというのが受注業者からの変更申し出という期日でございます。そういったことの中で手続的には流れたものでございました。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

8番、山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

今、課長が述べた部分で、内容がそのとおりなのだなというふうに思うしかないのかなと思います。そういう情報の中で、今回の議題を精査していかなければいけないのかなというふうに思っております。

今回の平成24年度開成小学校大規模改修、第3期工事のみという、平成24年度で積算していたのが「のみ」というふうな答弁がありました。ちょっと自分、気がかりなのは、松ノ木河原公園整備工事とか中家村公園整備工事、これ2点については繰越明許にて対応がされていると思います。それと、あと福祉会館の空調機変更及び防音工事ということで高額な金額が予算されている中で、ここら辺が25年度で算出されているのかどうか、そこら辺。仮に24年度中に当然、見積もりをしているので、どこの期間でこの数字、労務費の15.1%の値上りを吸収したのかどうか。ないという答弁があられたので、そこら辺の確認を一つ欲しいのと、あと契約書に関して質問をしたいと思います。

今回、変更契約ということで、工事請負変更仮契約書というものを結んでおります。今回の議案の中に資料として添付されているのを今、見ているのですが、今回の請負金額の変更ということで1,035万6,150円増額するという契約だと思います。これに対して印紙税、印紙ですよ、1万円の印紙が添付されていると思います。これ印紙税法の変更契約の金額に基づいて1万円という印紙を張られているとは思いますが、本来、平成25年5月17日に工事請負仮契約書というのを結んでおります。ここでは1億1円以上5億円以下、通常の印紙税法上でいえば10万円張るのを、今、軽減措置が図られているので8万円ということで、4万円、4万円の収入印紙が張られている現状であります。通常の契約というのは、これは数字、要するに、請負金額の変更なので、本来、今日、議案として提示した契約書、仮の契約書、1万円の収入印紙の添付が必要なかどうか、そのところを確認したいのですが。

自分が知っている中での知識では、要らないというふうに考えております。何でもかんでも契約書といったら収入印紙を張ればいいというものではなくて、要は、本契約の請負仮契約書の請負代金が5億円以下であれば8万円の収入印紙が有効であり、金額の変更の部分を足しても5億円以下であれば、何ら収入印紙を張らなくてもいいのかなというふうに思いましたので、そこら辺の収入印紙の扱い。これ契約はどこの課でやったのか、ちょっとわからないですけれども、そこら辺の手続的に合っているのかどうか、この契約書そのものが、それをお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

まず、1点目。本件工事は当初、25年度に予算計上されておって、それを、また24年度の6号補正で再計上いたしましたものでございまして、本件工事は、できるだけ早期に発注するということの中で3月中に入札公告をしたということの中では旧単価になったと。では、ほかの工事はどうなのかということでございますけれども、通常、当初予算にしろ何にしましても、工事設計、予算段階では、それなりの積算をして予算価格を決めるわけですけれども、これで、これから発注します、入札をします、事業執行をいたしますという際に、その時点で適切な工事単価等を積算し直して出しますので、今、幾つかの工事名称をおっしゃられましたけれども、それらについては発注時期の関係で新たな積算根拠に基づいて積算をして実施されていると。

これは、たまたま今回に限らず、予算計上した金額の範囲で積算をし直して発注しているというのは通常のものでございますので、特段、どこの部分でどういう吸収をしたか、それは個別の工事内容によっていろいろ手法はあろうかと思っておりますけれども、一般的な考え方としては、そういう形の中で予算の中におさまるようにつくっているものでございます。

それから、契約の関係でございますけれども、もとの契約の変更契約ではありません

すけれども、これ自体が一つの契約書でございますので、これには適切な収入印紙が必要というふうな認識を持っております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

8 番、山田議員。

○8 番（山田貴弘）

8 番、山田貴弘です。

今、収入印紙の件、認識しているということで、そこはちょっと確認してもらいたいです。要するに、1 万円、これ、たかが1 万円といえは1 万円なのですけれども、金額の変更なので、もともとの契約の税収の範囲内になるので、それは要らないと思うのです。だから、そこら辺、もし要らないのであれば、その分、浮くわけではないのですか。適切な範囲の中で契約書というのを作成してもらいたいというふうにお願いしたいと思います。ここでわかれば「適切ですよ」というふうに言い切ってもらえばいいのですけれども、認識というと個人的な人の認識になってしまうので、要は、町役場として間違いないですよということを、ここで答弁もらえれば間違いないと思うので、そこら辺を。個人の認識ではなくて町の答弁を、ここで求めたいと思います。

あと、繰越明許も含めた中で、適切に、その当時の予算を組むときに25 年度で積算しているという答弁がありました。そうだというふうに理解はしました。そうであれば、なぜ、開成小学校大規模改修の第3 期工事だけが24 年度で積算されていたのかということになると思います。そのときに、どのようなチェック体制の中で仕事をしているのか。当然、これ、どこでしているのかという答弁の部分にもなるかと思いますが、その部分はしっかりと業務をこなしていかなければいけなかったのかなというふうになってしまうのですが、その点はどうなのか、最後にお答えもらいたいと思います。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

収入印紙の関係で、私の答え方は、私個人が認識しているという答弁をしたつもりではございませんでした。変更契約書についても一つの契約書であり、そこに書かれております変更金額に応じて収入印紙を張るというのは必要でございます。

ちなみに、町から相手方に渡すのには収入印紙は必要ございません。相手方からこちら側に交換いたしますので、それについては業者さんのほうは印紙を張らなくてはいけないという規定になってございます。

以上でございます。

2 点目については、教育総務課のほうからお答えいたします。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

2点目の24年度の単価でなぜやったかというところですが、当然、3月19日に補正を組まさせていただきました。24年度工事だよという工事名称もつけさせていただいております。それで、開成小学校の場合は今回が最終工事、工事量も多いという事前の情報もございましたので、なるべく工事期間を長くとりたいといったところもありましたし、ちょうど3月の補正も早く工事発注がとれるという見込みができましたので、19日に議会を通していただき、すぐ指名選考委員会を開いていただきながら3月22日には公告をさせていただいているということで、その辺につきましては、工事の発注を真っ先にやらせていただいたといった点では、24年度工事、そのままの工事名称を使わせていただいたそのままの工事が一番早く進んだ事業だというふうに認識をしております。

○議長（小林哲雄）

8番、山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

流利的な答弁は先ほどから重複している部分があるので理解はするのですが、なるべく工事量が多いので前倒しの中で入札する、それは当然、大変いい部分での業務なのかもしれないですが、その次の段階の部分のステップが悪かったのだなというふうに思いますので、そこら辺は、やはり、ここの議場で今回の経緯の中で答弁すべきではないのかなというふうに思いますので、ぜひ、そのところを答弁をお願いします。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

議員のご質問にお答えします。

工事の関係につきましては、先ほど申したとおり素早くできたと認識はしておりますけれども、今回の労務単価の改定、この議会につきましては、業者との協議の段階が遅くなってしまったといったところでは、担当課のほうの事務のほうの精査が足りなかったなど、その辺は申しわけなく思っているところでございます。

○議長（小林哲雄）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して採決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第60号、工事請負変更契約の締結について（平成24年度開成小学校大規模改修第3期工事）、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小林哲雄）

起立多数によって可決いたしました。

以上をもちまして、本９月第２回会議の日程は全て終了いたしました。これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後３時１４分 散会